

令和6年6月以降の総合事業サービスコードについて

概要

令和6年度介護報酬改定に伴い処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化され、介護職員等処遇改善加算となります。つきましては、江戸川区総合事業のサービスコードについても変更がございますので、ご案内いたします。皆様におかれましては、お手数ですが、本通知及び江戸川区介護保険のページをご確認いただきますようお願いいたします。

主な変更点

- ・令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算率の変更等を踏まえ、構造及び単位数を変更
 - ・「算定単位：1回ごと」のコードを削除し、全て「算定単位：1月ごと」のコードとして作成
- ※使用方法についてはサービスコード表の下部に記載されている留意事項、及び下記請求例をご確認ください

対象サービス

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業

- A3 訪問型サービス（独自/定率）、A4 訪問型サービス（独自/定額）
- A7 通所型サービス（独自/定率）、A8 通所型サービス（独自/定額）

負担割合が1割である利用者において介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定する場合の請求例

- ・ A3 訪問型サービス、週に1回程度のサービス利用を想定する者で提供回数が3回までの場合
⇒A3 コード 3146（398単位）を1月に1回使用
- ・ A3 訪問型サービス、週に1回程度のサービス利用を想定する者で提供回数が4回以上の場合
⇒A3 コード 3146（398単位）を1月に1回使用
- ・ A3 訪問型サービス、週に2回程度のサービス利用を想定する者で提供回数が7回までの場合
⇒A3 コード 3147（686単位）を1月に1回使用
- ・ A3 訪問型サービス、週に2回程度のサービス利用を想定する者で提供回数が8回以上の場合
⇒A3 コード 3147（686単位）を1月に1回使用
- ・ A3 訪問型サービス、週に2回を超える程度のサービス利用を想定する者で提供回数が11回までの場合
⇒A3 コード 3148（1023単位）を1月に1回使用
- ・ A3 訪問型サービス、週に2回を超える程度のサービス利用を想定する者で提供回数が12回以上の場合
⇒A3 コード 3148（1023単位）を1月に1回使用
- ・ A7 通所型サービス、要支援1で提供回数が3回までの場合
⇒A7 コード 3114（264単位）を1月に1回使用
- ・ A7 通所型サービス、要支援1で提供回数が4回以上の場合
⇒A7 コード 3114（264単位）を1月に1回使用
- ・ A7 通所型サービス、要支援2で提供回数が7回までの場合
⇒A7 コード 3115（439単位）を1月に1回使用
- ・ A7 通所型サービス、要支援2で提供回数が8回以上の場合
⇒A7 コード 3115（439単位）を1月に1回使用
- ・ A8 通所型サービス、要支援1の場合
⇒A8 コード 3050（264単位）を1月に1回使用
- ・ A8 通所型サービス、要支援2の場合

⇒A8 コード 3051 (439 単位) を 1 月に 1 回使用

(外部リンク)

[介護予防・日常生活支援総合事業関係 | 江戸川区 介護保険のページ \(city.edogawa.tokyo.jp\)](http://city.edogawa.tokyo.jp)